

津市公告第18号

令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施しますので、公告します。

令和8年2月20日

津市長 前 葉 泰 幸



別紙のとおり

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 予算額

契約締結日から令和8年12月28日（月）までの期間における委託業務の提案見積限度額は、1,551,284,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、内訳は下記のとおりとします。

【内訳】

内容	金額	消費税の取扱い	摘要
プレミアム分	1,335,000,000円	非課税	プレミアム率 100% 相当分
事務費	216,284,000円	課税	
合計	1,551,284,000円		

上記プレミアム分と事業実施に要する事務費の金額を合算した額を契約金額とする。

商品券使用期間終了後に、販売済みの商品券の未使用があった場合は、当該商品券の売上金を発注者の指示する期日及び方法で発注者へ精算すること。

前払金の支払を受けたプレミアム分は、販売及び使用実績により発注者の指示する期日及び方法で発注者へ精算すること。

受注者は、商品券の販売等を再委託する場合は、商品券1冊当たりの販売手数料単価による契約とすること。発注者は、契約金額のうち、実績に応じた販売手数料を受注者に支払うものとします。

なお、予算額を上回る提案がなされた場合は失格とします。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

(5) 担当部署

津市商工観光部商業振興労政課

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電話番号：059-229-3169

FAX番号：059-229-3335

電子メール：229-3114@city.tsu.lg.jp

2 実施要領等の配布

実施要領等は、津市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

※津市公式ウェブサイト (<https://www.info.city.tsu.mie.jp>)

※郵送による配布は行わない。

また、令和8年2月20日（金）から同年3月4日（水）までの期間（土日は除く。）に、担当部署（津市商工観光部商業振興労政課）でも配布します。

配布時間は、午前9時から午後4時までとします。

3 プロポーザル実施スケジュール（予定）

公募開始・実施要領等の配布開始	令和8年2月20日（金）から 令和8年3月4日（水）まで
質問書の受付期間	令和8年2月20日（金）から 令和8年3月4日（水）まで （最終日午後4時必着）
質問への回答	令和8年3月5日（木）
参加表明書等の提出期限	令和8年3月6日（金）午後4時必着
資格審査結果通知	令和8年3月10日（火）
企画提案書等の提出期限	令和8年3月11日（水）正午必着
審査委員会の開催	令和8年3月12日（木）
選定結果通知・公表	令和8年3月13日（金）以降速やかに 通知・公表を行う
契約締結	令和8年3月下旬

4 参加資格要件

本業務の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

なお、名簿に登載されている場合であっても、以下の書類のうち法人にあってはオ及びキ、個人にあってはカ及びクを提出し確認を受けること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

オ 法人にあっては、本社及び委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

カ 個人にあっては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(3) 津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害

を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(7) 国又は地方公共団体のプレミアム付商品券（紙商品券又は紙商品券とデジタル商品券の併用）発行等の業務について、令和3年4月1日から本公告の日までの間に履行を完了した実績があること。

5 審査方法等

本プロポーザルの審査は、参加資格要件を満たし、企画提案書等の提出に対し、「令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき審査を実施します。審査については、令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行い、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下、「最優先候補者」という。）として決定するものとします。

なお、審査委員会は外部の有識者及び本市の職員で構成するものとしませんが、委員の氏名等は、審査が終了するまで公表しません。

6 契約手続等

審査の結果、最優先候補者と契約に関する協議を行います。ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に関する協議を行います。

なお、参加事業者が1事業者のみの場合であっても、審査を実施します。

また、評価（得点）の合計点の平均得点が60点に達しない場合は、最上位者であっても最優先候補者として選定しません。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は「令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務公募型プロポーザル実施要領」によるものとします。

【問い合わせ先】

津市商工観光部商業振興労政課

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電話番号：059-229-3169

FAX番号：059-229-3335

電子メール：229-3114@city.tsu.lg.jp